

令和8年度メトロポリタン東洋美術研究センター研究助成事業に関する規定

メトロポリタン東洋美術研究センター（以下、「センター」という。）が執り行う研究助成事業について、次のとおり定める。

1. 事務局の設置

センターの研究助成に関する事務は、事務局が行う。

2. 募集範囲および研究助成額

当研究助成事業に応募を行うことができる者は、日本国内に居住し、センターより申請公募要領を送付する機関に所属する研究者及び大学院生（博士課程以上）とする。また、研究助成対象分野は19世紀以前の日本美術ならびに東洋美術及びそれらに関連する古典作品研究及び調査とする。ただし助成対象分野であってもデータベース作成ならびに復元・模写等の制作を中心とする研究は対象外とする。

また、研究助成の金額は、研究者は一件につき100万円、大学院生は30万円を上限とする。

3. 応募方法

申請者は、センター指定の「申請書」に必要事項を記入し、指導教官または専門家等の推薦文を添付して所属する機関の事務局（以下、「所属機関」という。）へ提出し、所属機関でとりまとめ申請すること。

4. 助成期間

研究助成事業は、令和8年7月1日から令和9年1月31日を期間とする。所属機関が助成金交付までの研究費用を立替支払する場合には、令和8年4月1日から6月30日の期間を含めた研究計画及び日程を認める。センターの事情により助成事業の開始時期が遅れた場合においても、助成期間の延長は行わない。

5. 事務手続きおよび助成金の管理

本事業に関わる事務手続きは、本規定および別紙に定める『研究助成事業に関する注意事項』に、また、助成金の使用は、本規定および別紙に定める『助成金使用の注意事項』に沿って行うこと。

本研究助成事業に関するすべての事務手続きおよび助成金の管理については申請者の代わりに所属機関が行うこと。助成金受取及び管理のための金融機関口座は所属機関名義のものとし、個人名義の口座での助成金受取及び管理は不可とする。なお、所属機関が事務手続き・助成金管理をすることによる事務手数料は、助成金全額の5%を上限とする。

6. 助成採択後の流れ

助成の採択決定後14日以内に、申請時の内容に基づいた「研究調査計画書」及び「研究助成会計予算案」を提出すること。提出書類によりセンターにて助成額を決定し、『研究助成金交付決定のお知らせ』により通知する。

助成額決定後、「助成金受領・管理について（届）」（様式1※1）を提出すること。

なお、提出書類にセンター指定様式がある場合は、センターより適宜配布する。

※1 センター指定様式を様式〇と表記する。

7. 研究計画の変更・中止

研究助成決定後の研究テーマおよび調査地等の変更は認めない。研究計画を作成する際は、事前に調査先への受入確認等を行い、確約を取ること。ただし、テロ・災害など、調査先の情勢により研究の遂行が難しい場合は、届け出（様式は適宜）を行うことで、研究の一時中断及び翌年度以降への助成繰り越しを認める場合がある。

また、国内外情勢の大きな変化により調査計画書に基づいた研究が困難になった場合は、「研究計画変更の申出書」（様式6）を提出し、センターから承認をされたものについては調査地等の変更を認める場合がある。センターからの「変更許可書」（様式7）に基づき「変更届」（様式8）を提出すること。計画の変更により助成金の返納が必要な場合は、その返納額は事務局より指定する。

8. 助成金の返還

変更届提出により事務局から助成金の返納について指示があった場合、もしくは、研究助成期間終了後、助成金に残額がある場合は、「返納届」（様式10）を提出し、対象金額を返納すること。

研究を中止する場合は、「辞退届」（様式9）を提出し、助成金全額を返納すること。

領収証の不備、内容に関する疑義などによりセンターが助成金の使用を認めない場合は、受給者は事務局の指定する金額を返納しなければならない。

9. 報告書の提出

助成期間終了後14日以内に「研究助成金会計報告書」（様式5）と「研究成果の発表予定」（様式4）を、また併せて「研究成果報告書」を提出すること。「研究成果報告書」は3,000字程度で様式は自由とする。

10. 研究成果の発表

助成を受けた研究成果を発表する場合は、センターの助成を受けた事を表示すること。また、研究成果の出版物あるいは論文等のコピーを1部寄贈すること。

11. 事務局への連絡

助成期間中、各種書類の提出期限を過ぎる場合や所属機関等の本事業に関する変更がある場合、所属機関を通じ事務局へ事前に連絡を行い、事務局からの指示に従うこと。

研究助成事業に関する問合せ等は、所属機関と事務局間で行うこととする。

12.規定の順守

本規定および『助成金使用の注意事項』に定める事項が順守されないと判断し、助成金の返還を求める場合がある。

また、研究の実施に疑義が生じた場合、助成金の不適切な使用が明らかになった場合は、センターは助成を中止する。センターの指示により助成が中止された場合、助成金の全額を返納しなければならない。

以上